障害福祉サービス（入所）

マイナンバーが必要です
カラーページを
参照ください

入所のサービス

療養介護（日中活動系サービス）

○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

※障害支援区分欄の記号　○：利用可　△：条件付利用可　×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	療養介護	1．筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者 2．筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の者	×	×	×	×	×	△	△

施設入所支援（施設系サービス）

○施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※障害支援区分欄の記号　○：利用可　△：条件付利用可　×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 1．生活介護利用者のうち、区分4以上の者（50歳以上の場合は区分3以上） 2．自立訓練、就労移行支援又は、就労継続支援B型の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者	×	×	×	△	○	○	○